

看護職員の供給推計について

第1回検討会における主なご意見

- 地域・領域別偏在対策を進められるよう、偏在指標を示して可視化すべき。
- 受験者数の減少、直近の状況を反映させるとともに、養成所と大学の傾向の違いを踏まえ推計を行うこと、また、二次医療圏別の推計を行うことが必要である。
- 推計期間が長くなる。医療計画の見直しの議論等を踏まえ、途中での見直しが必要である。
- 需要推計にあたっては、訪問看護について医療保険だけでなく介護保険サービス利用分も含めた精緻な推計が必要である。
- 60歳以上の方の雇用の更なる進展は、非常に大事なことであるが、同時にその年代の働き方や人件費に対する支援を考えていく必要がある。

供給推計に関する方針

- 推計は、これまで同様都道府県ごとに算定し、推計期間は、新たな地域医療構想と合わせ、2040年頃までとする。
- 今回は、これまでの5年程度の推計と異なり、推計期間が17年程度の長期になることから、年齢構造の変化を反映した推計方法とする。
- 具体的には、
 - ・ 新規就業者数の推計に際しては、若年人口の減少の進展等を考慮する。
 - ・ 現在の就業者の約半数を占める45歳以上の者が2040年には、60歳代～80歳代以上となり、定年退職等による就業継続者の減少が見込まれるため、こうした年齢構造の変化を考慮した推計を行う。
- 直近の新規就業者数の実績値（令和7年）は、令和4年以前の入学者が大半であり、近年の定員充足率減少の要素が反映されていないことから、最新の傾向を踏まえたものを作成する。
- 高年齢者雇用安定法の施行・定着等により、60歳代の労働者の雇用の更なる進展が見込まれることから、60歳代の雇用が拡大する場合を作成する。
- 以上の方針で推計作業を進める。なお、推計期間が長期になることから、今後、必要に応じ見直しを検討する。

年齢構造の変化（コーホート変化）を考慮した推計方法イメージ

年齢階級	継続就業率（注1）	2023年（注2）	2028年	2033年	2038年	2040年	2043年
25歳未満（注3）		70,000					
うち新規就業者		30,000	28,500	27,000	25,500	24,900	
25-29歳	1.7	100,000					
30-34歳	0.9	84,000					
35-39歳	1	90,000					
40-44歳	1.1	100,000					
45-49歳	1	120,000					
50-54歳	0.9	100,000	108,000				
55-59歳	0.85	84,000	85,000	91,800			
60-64歳	0.7	60,000	58,800	59,500	64,260		
65-69歳	0.6	30,000		35,280	35,700	53,978	38,556
70-74歳	0.5	15,000			17,640	28,560	17,850
75-79歳	0.4	6,000				13,406	7,056
80-84歳	0.3	2,000					
85歳以上（注4）	0.1	300					

※2040年は2038年と2043年の直線補完により推計

（注1）年齢構造の変化を考慮した推計を行うため、5年ごとの年齢階級のコーホート進行に着目し、各年齢5歳階級に属する看護職員が一定期間後にどの程度就業を継続しているか示す指標として「継続就業率」を定義した。具体的には、「衛生行政報告例（隔年）」を用い、2018年のX～X+4歳階級に属する看護職員数と、当該コーホートが5年後に移行する2023年のX+5～X+9歳階級に属する看護職員を対応付け、その人数比により継続就業率を算出した。

（注2）2023年の年齢5歳階級別看護職員数は、医政局看護課において集計・推計した2023年看護職員総数を基礎とし、年齢階級情報を有する2022（令和4）年・2024（令和6）年「衛生行政報告例（隔年報）」の年齢構成を用いて、2023年時点の年齢構成を補完し、補正配分することにより、年齢5歳階級別に算出した。

（注3）25歳未満階級は、コーホート対応による前時点の年齢階級が存在しないため、継続就業率を適用した推計が困難である。このため、20～24歳人口の変化に基づいて新規就業者数の変化率を設定し、当該変化率を乗じることにより将来値を算出した。

（注4）85歳以上階級は、90歳以上を含むオープンエンド階級であり、上位の年齢階級のデータが存在しないことから、将来の継続就業率を安定的に設定することが困難であるため、5年後の年齢階級移動は行わず、将来時点における供給量の算定対象からは除外する取扱いとする。（2028年以降に表示される「85歳以上」階級は、階級名称上の整理として80～84歳階級からの移行分（85～89歳相当）のみを指し、90歳以上は含まない。）

新規就業者数の推計方法

- 新規就業者数は、「看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業調査」における看護職員の養成課程の卒業生のうち看護職員として就業した人数を用いる。ただし、調査データが存在しない2026年以降は、若年人口の減少の進展を考慮し、将来の人口変化率を用いた推計を行う。
- 看護師等学校養成所の卒業時年齢は主として20-24歳階級に集中することから、将来の人口変化率は、「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）における20-24歳階級の人口変化率を適用する。
- さらに、より直近の状況を反映するため、最新の看護師等学校養成所における入学者及び定員充足の状況が、2040年まで続くと仮定した場合の推計を行う。

年齢構造の変化を考慮した推計方法

- 年齢構造の変化を考慮した推計を行うため、5年ごとのコーホート進行に基づき、各年齢5歳階級に属する看護職員が次の年齢5歳階級へ移行した際に継続して就業している割合を「継続就業率」と定義する。
- 当該継続就業率は、「衛生行政報告例（隔年）」を用い、2018年の $X \sim X+4$ 歳階級に属する看護職員数と、5年後の2023年に対応する $X+5 \sim X+9$ 歳階級に属する看護職員数との人数比により算出する。
- 基準年（2023年）の年齢5歳階級別看護職員数に、設定した継続就業率を乗じ、次の年齢5歳階級に移動させる操作を5年ごとに繰り返すことにより、5年後、10年後、15年後、20年後の看護職員数を推計する。
- さらに、高年齢者雇用安定法の施行・定着等により、60歳代の労働者の雇用の一層の進展が見込まれることを踏まえ、60歳代を中心とした継続就業率が向上すると仮定した場合の推計を行う。